

議案第 1 号

建築基準法第 5 1 条ただし書きの規定による処理施設（一般廃棄物
処理施設）の敷地の位置について【付議】

令和 4 年 3 月 2 2 日



成田計第1655号

令和4年3月10日

成田市都市計画審議会

会長 宗藤 睦夫 様

成田市長 小泉 一成



建築基準法第51条ただし書きの規定による処理施設（一般廃棄物
処理施設）の敷地の位置について（付議）

このことについて、建築基準法第51条ただし書きの規定に基づき、貴審議
会に付議します。

申請概要

申請概要

申請者	ガラスリソーシング株式会社 代表取締役 赤坂 修
敷地の位置	成田市新泉 21 番 1 （野毛平工業団地内）
敷地面積	33,767.76 m ²
用途地域	工業専用地域
主要用途	廃棄物処理施設

付議理由

令和 4 年 1 月 18 日付で、ガラスリソーシング株式会社より、建築基準法第 51 条ただし書の許可申請書が提出され、同条の規定により、当該許可に先立ち、所管する都市計画審議会の議を経る必要があるため、成田市都市計画審議会に付議するものである。

経過説明

本施設は、工業専用地域の用途地域に指定される野毛平工業団地内に位置し、平成 24 年から「産業廃棄物処理施設」として操業中の施設であるが、今般、事業拡大のため新たに「一般廃棄物」を受け入れ・処理する事業計画を立てた。

当該事業計画においては、増築等の建築行為はないが、従来の「産業廃棄物処理施設」に加え、新たに「一般廃棄物処理施設」としての機能が加わることから、建築基準法第 51 条ただし書の許可が必要な施設となる。

なお、都市計画法第 15 条及び施行令第 9 条より、「産業廃棄物処理施設」に関する敷地の位置については都道府県、「一般廃棄物処理施設」については、市町村が定めるべき都市計画となる。

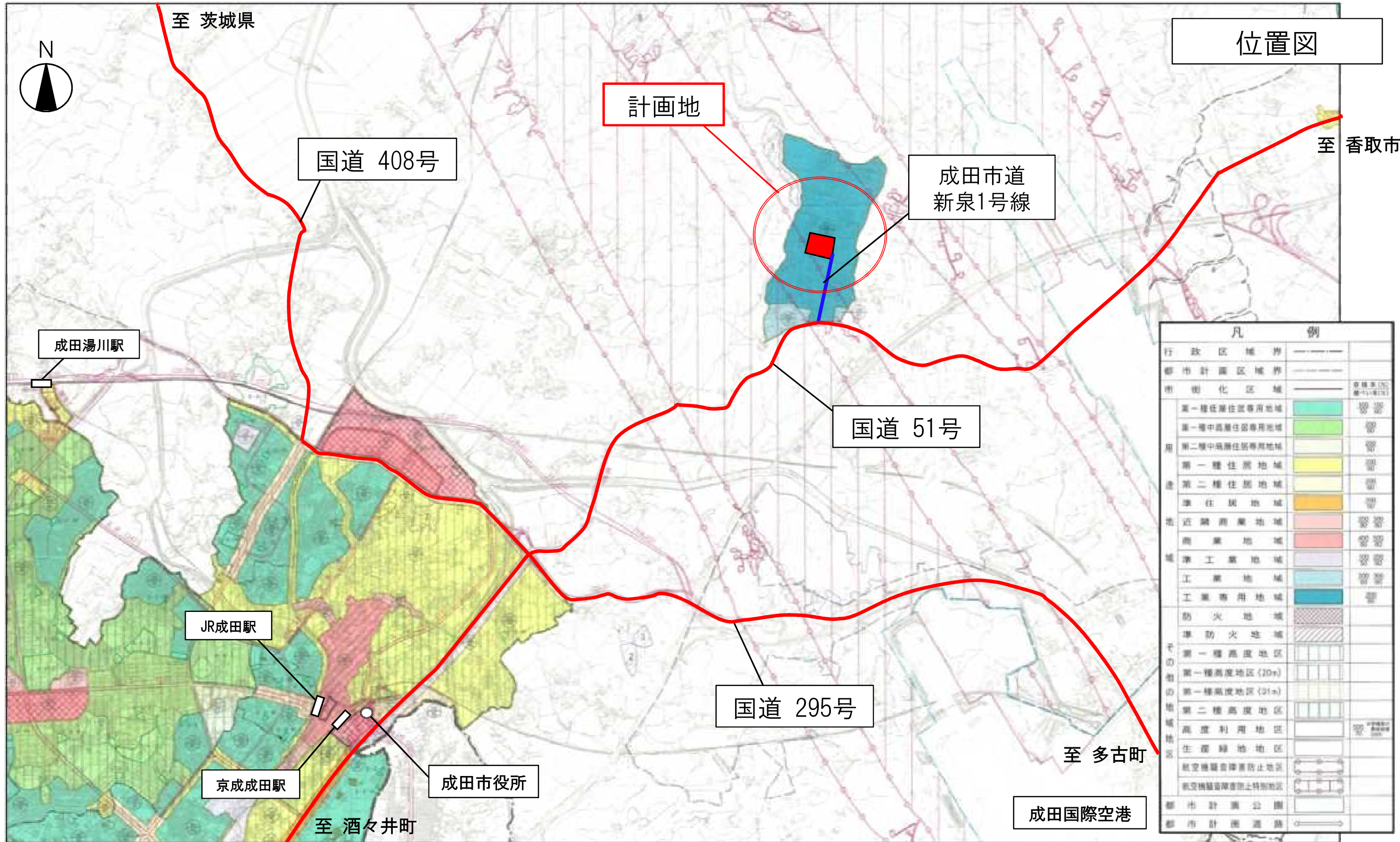
備考

一般廃棄物処理施設の処理能力：14 基（既設 13 基、新設 1 基）

1,622.44 t／日

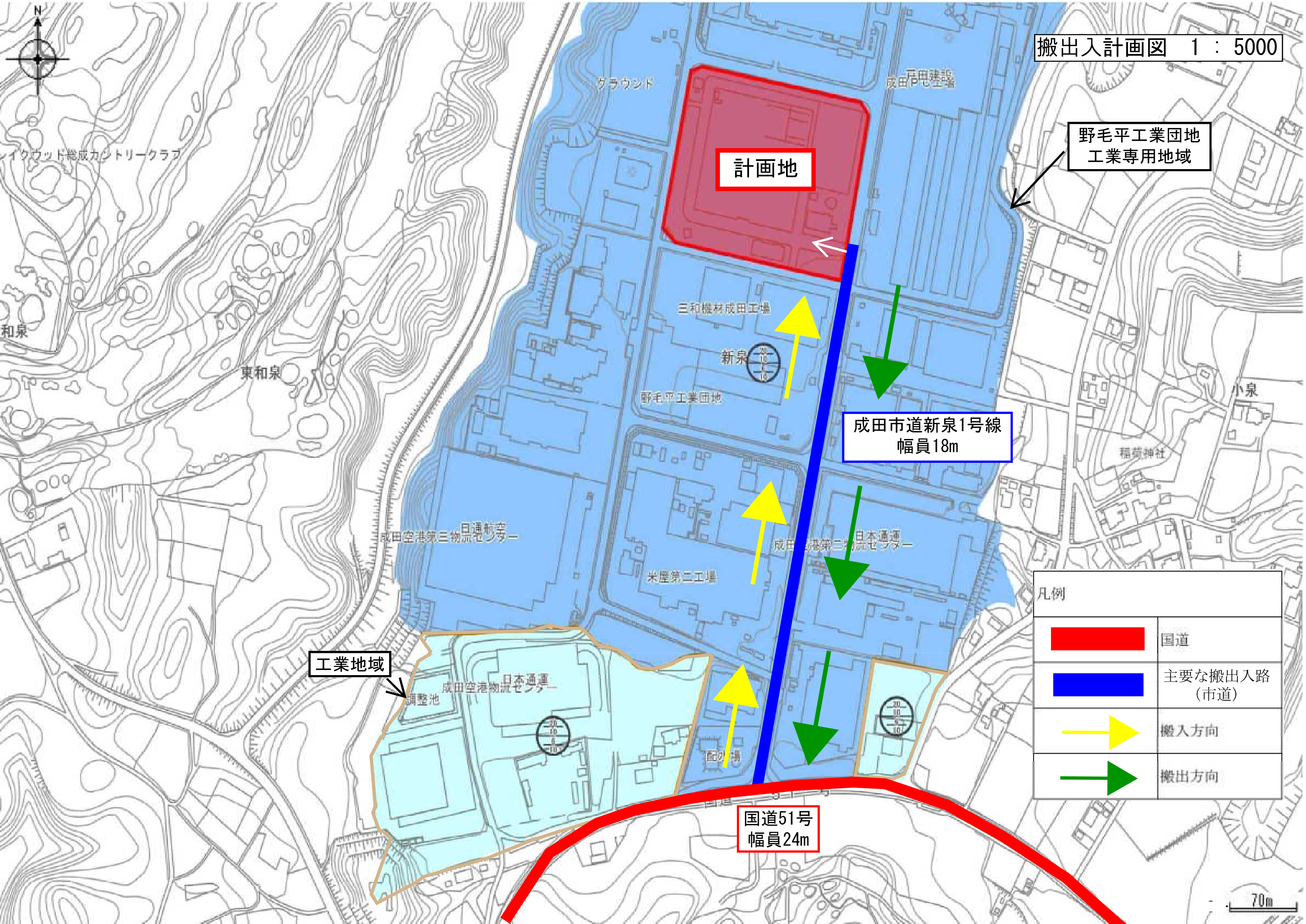
成田市建築基準法第 5 1 条ただし書許可基準適合確認表

		許可基準	本計画	適否
敷地の位置	1	工業系用途地域（工業専用地域、工業地域及び準工業地域をいう。以下同じ。）又は用途地域の指定のない区域（市街化調整区域を含む。）内であること。	計画敷地は工業専用地域内である。	適合
	2	工業系用途地域を除く用途地域が指定されている区域、市街地又は将来市街地になることが予想される区域に近接しないこと。	計画敷地は野毛平工業団内に位置し、該当区域に近接していない。	適合
	3	都市計画に既に決定されている道路、公園その他の都市施設（都市計画法第 11 条に規定する都市施設に限る。）に影響を及ぼさない位置であること。	計画敷地の周辺に都市計画に既に決定されている道路、公園その他の都市施設（都市計画法第 11 条に規定する都市施設に限る。）はない。	適合
	4	学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム等の敷地境界から概ね 100 メートル以上離れていること。	計画敷地の近隣に該当する施設はない。	適合
	5	自然公園、自然環境保全地域、近郊緑地保全区域、緑地保全地域、歴史的風土特別保存地区、風致地区等優良な自然環境を保全する必要がある区域及び良好な住宅環境を保全すべき区域が含まれていないこと。	計画敷地は、該当区域に含まれていない。	適合
	6	災害危険区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域等災害防止のために保全を図る必要がある区域が含まれていないこと。	計画敷地は、該当区域に含まれていない。	適合
搬出入計画	7	主要な搬出入路は、原則として幅員 6 メートル以上の舗装道路であること。	主要な搬出入路は、幅員約 18mの舗装道路（成田市道）である。	適合
	8	主要な搬出入路は、通学路と重複しないこと。ただし、歩道等が設置され歩行者の安全が確保される場合はこの限りでない。	主要な搬出入路は通学路に指定されていない。	適合
	9	主要な搬出入路は、繁華街や住宅街を経由しないこと。	主要な搬出入路は、工業専用地域内の成田市道であり、繁華街や住宅街を経由しない。	適合
	10	施設の設置に伴って発生集中すると予想される搬出入車両が、主要な搬出入路の交通に過度な影響を与えないこと。	当該施設は産業廃棄物処理施設として既に操業しており、今回の計画に際して搬出入車両の台数の増加を見込んでいない。 周辺の搬出入路は野毛平工業団地内の成田市道と国道 51 号であり、現状においても特に問題が生じていないこと及び今回の計画による車両台数の増加がないことから交通に影響はないと判断できる。	適合
	11	敷地の車両出入口は原則として 1 箇所とし、敷地周辺の交通に影響を及ぼさないよう適切な位置に設置されること。	敷地の車両出入口は 1 箇所であり、付近の交差点から約 15m離れている。 また、出入口の幅は約 11mであり、搬出入時の車両の見通しに配慮している。	適合



位置図

凡 例	
行政区域界	-----
都市計画区域界	-----
市街化区域	-----
第一種低層住居専用地域	第一種低層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域
第二種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域
第一種住居地域	第一種住居地域
第二種住居地域	第二種住居地域
準住居地域	準住居地域
近隣商業地域	近隣商業地域
商業地域	商業地域
準工業地域	準工業地域
工業地域	工業地域
工業専用地域	工業専用地域
防火地域	防火地域
準防火地域	準防火地域
第一種高度地区	第一種高度地区
第一種高度地区(20m)	第一種高度地区(20m)
第一種高度地区(21m)	第一種高度地区(21m)
第二種高度地区	第二種高度地区
高度利用地区	高度利用地区
生産緑地地区	生産緑地地区
航空機騒音障害防止地区	航空機騒音障害防止地区
航空機騒音障害防止特別地区	航空機騒音障害防止特別地区
都市計画公園	都市計画公園
都市計画道路	都市計画道路



搬出入計画図 1 : 5000

計画地

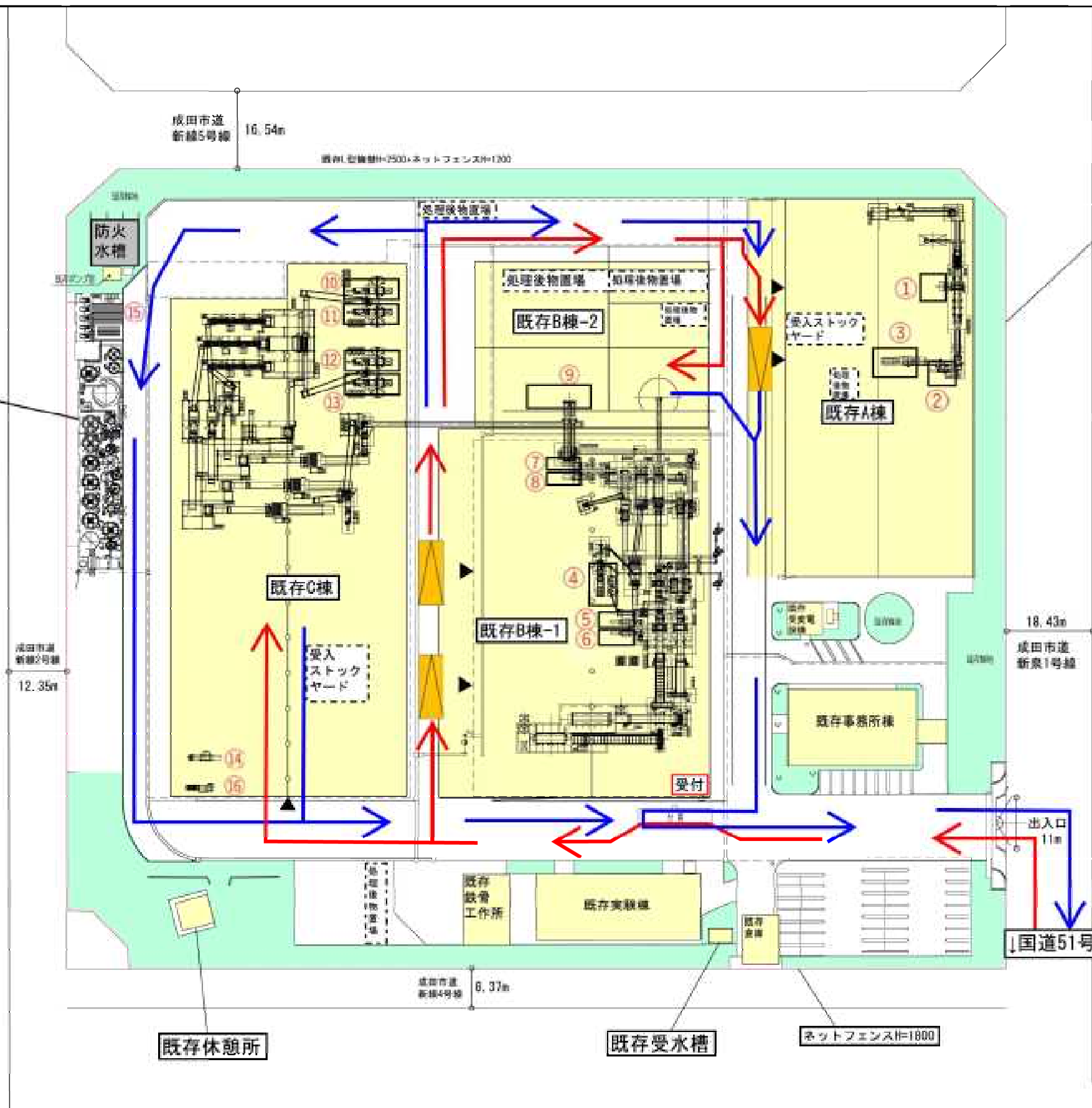
野毛平工業団地
工業専用地域

成田市道新泉1号線
幅員18m

工業地域

国道51号
幅員24m

凡例	
	国道
	主要な搬出入路 (市道)
	搬入方向
	搬出方向



既存コンクリートブロック2段+ネットフェンスH=1800

No.	機器	処理品目	新設・既設
①	圧縮機	カン	※ 既設
②	圧縮機	カン	※ 既設
③	圧縮梱包機	ペットボトル プラスチック	※ 既設
④	圧縮梱包機	プラスチック	※ 既設
⑤	圧縮機	カン	※ 既設
⑥	圧縮機	カン	※ 既設
⑦	圧縮機	カン	※ 既設
⑧	圧縮機	カン	※ 既設
⑨	圧縮梱包機	プラスチック ダンボール 古布	※ 既設
⑩	圧縮梱包機	ペットボトル	※ 既設
⑪	圧縮梱包機	ペットボトル	※ 既設
⑫	圧縮梱包機	ペットボトル	※ 既設
⑬	圧縮梱包機	ペットボトル	※ 既設
⑭	圧縮機	カン	新設
⑮	生物分解	腐酸・腐アルカリ	既設
⑯	破砕機	びん	※ 新設

凡例	
	搬入
	搬出
	隣地境界線・道路境界線
	既存建屋
	緑地
	廃棄物保管場所
	搬出入車両停車位置
	搬出入車両出入口

環境関係法令等との適合状況

廃棄物処理法 第8条第3項による 生活環境影響調査項目	関係法令等	左欄の 法令等の 適用の有無	規制基準 との適合 状況	備考		
大気汚染	大気汚染防止法	無	—	【適用除外の理由】 同法の適用があるばい煙発生施設等に該当しないため。		
	ダイオキシン類 対策特別措置法	無	—	【適用除外の理由】 同法の適用があるダイオキシン類発生施設に該当しない ため。		
	成田市 公害防止条例	無	—	【適用除外の理由】 同法の適用がある特定施設に該当しないため。		
騒音	騒音規制法	無	—	【適用除外の理由】 同法に基づく騒音規制区域外のため。		
	成田市 公害防止条例	有	適合	敷地境界における予測値〔施設稼働時間：24時間/日〕		
				時間帯	規制値	予測値
				昼間 8～19時	70dB	59dB
				朝・夕 6～8時・19～22時	65dB	
夜間 22～翌6時	60dB					
振動	振動規制法	無	—	【適用除外の理由】 同法に基づく振動規制区域外のため。		
	成田市 公害防止条例	無	—	【適用除外の理由】 同法に基づく振動規制区域外のため。		
悪臭	悪臭防止法	無	—	【適用除外の理由】 同法に基づく規制対象区域外のため。		
	成田市 公害防止条例	無	—	【適用除外の理由】 同法の適用がある特定施設に該当しないため。		
水質汚濁	水質汚濁防止法	無	—	【適用除外の理由】 同法の適用がある特定施設に該当しないため。		
	千葉県 環境保全条例	無	—	【適用除外の理由】 同法の適用がある特定施設に該当しないため。		